

# 東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実施要綱

18福保生地第1882号

平成19年4月27日

一部改正 7福祉生地第1271号

令和7年12月25日

## 1 目的

この要綱は、地域生活支援事業の実施について（平成18年8月1日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の「移動支援事業」及び障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について（平成13年6月20日付障発第0620263号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、東京都又は東京都が指定する事業者が行う移動支援従業者養成研修事業について定め、屋外における移動が困難な障害者等に対する移動支援に必要な知識、技能を有する移動支援従業者の養成を図ることを目的とする。

## 2 実施主体

この事業の実施主体（以下「実施主体」という。）は、東京都又は東京都が指定する事業者（以下「事業者」という。）とする。

## 3 受講対象者

受講対象者は、原則として、移動支援従業者として従事することを希望する者、従事することが確定している者又は既に従事している者とする。

## 4 研修の内容

研修は視覚障害者移動支援従業者養成研修課程、全身性障害者移動支援従業者養成研修課程及び知的・精神障害者移動支援従業者養成研修課程とし、各課程の目的、受講対象者、研修時間は下表、カリキュラムは別紙1のとおりとする。

課 程	目 的	受 講 対 象 者	研 修 時 間
視覚障害者 移動支援従業者 養成研修課程	視覚障害者（児）に対する 外出時における移動の介護 に関する知識及び技術を修 得すること	視覚障害者移動支援従業者とし て従事する者又は従事するこ を希望する者	20時間
全身性障害者 移動支援従業者 養成研修課程	全身性の障害者（児）に対 する外出時における移動の 介護に関する知識及び技術 を修得すること	全身性障害者移動支援従業者と して従事する者又は従事するこ を希望する者	16時間

知的・精神障害者 移動支援従業者 養成研修課程	知的障害者（児）及び精神障害者（児）に対する 外出時における移動の介護に関する知識及び技術を修得すること	知的・精神障害者移動支援従業者として従事する者又は従事することを希望する者 ※行動援護の従事要件ではないことに留意すること。	19時間
-------------------------------	---	---	------

## 5 研修の方法

- (1) 研修は、講義、演習又は実習により行うものとする。
- (2) 講義は、通信の方法によって行うことができるものとする。この場合においては、添削・面接指導及び評価を適切な教材及び適切と認める方法により行わなければならない。
- (3) 講義を通知の方法によって行う場合の面接指導の時間数は、各課程とも1時間以上とする。

## 6 科目の免除

介護福祉士並びに居宅介護職員初任者研修課程及び障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者、障害者（児）居宅介護従業者養成研修1級課程、2級課程及び3級課程（旧東京都障害者（児）ホームヘルパー養成研修の各課程を含む。）の修了者（修了予定者を含む。）、介護保険法上の訪問介護員、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修修了者及び介護職員初任者研修課程修了者（修了予定者を含む。）が視覚障害者移動支援従業者養成研修課程、全身性障害者移動支援従業者養成研修課程、知的・精神障害者移動支援従業者養成研修課程を受講する場合、各課程の科目及び研修時間のうちの一部を別紙2のとおり免除することができる。

## 7 研修の履修期間

各課程の修了認定のための履修期間は、原則として2か月以内とする。  
ただし、受講者の病気等やむを得ない理由による場合は、4か月以内とすることができる。

## 8 修了の認定

実施主体は、全科目を履修した者に対して修了の認定を行い、修了の認定を行った者に対して、別記様式による修了証明書を交付するものとする。

## 9 名簿の管理

- (1) 実施主体は、全科目を履修し修了証明書を交付する者の修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した交付名簿等を適正に管理するとともに東京都知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。
- (2) 知事は、事業者から提出された名簿を適正に管理するものとする。

## 10 研修の教材

教材は、各課程のカリキュラム内容を網羅し、研修を効果的に実施できるものを使用するものとする。

また、テキストに加え、副読本や視聴覚教材等の活用を図るものとする。

## 11 事業者の指定

知事は、都の区域内において、区市町村及び民間団体等が行う障害者（児）移動支援従業者養成研修事業について、研修事業の課程及び形式ごとに事業者の指定を行うこととする。

なお、指定等について必要な事項は、別に定める。

## 12 留意事項

実施主体は、研修事業の実施に当たり、安全の確保、事故の防止等について、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 苦情及び事故発生時の対応についてあらかじめ定めておかななくてはならない。
- (2) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報を研修事業の実施以外の目的に使用してはならない。
- (3) 受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者等を指導しなければならない。

## 13 その他

- (1) この要綱に定める研修事業は、国及び東京都が移動支援従業者の従事者要件として位置づけるものではなく、従事者要件については各区市町村が判断するものであることに留意すること。
- (2) この要綱に定めるもののほか、障害者（児）移動支援従業者養成研修事業の実施について必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月27日より施行し、平成18年10月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月3日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年1月25日から施行する

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

## 障害者（児）移動支援従業者養成研修カリキュラム

## 1 視覚障害者移動支援従業者養成研修課程 合計 20時間

(1) 講義	計	11時間
ア 障害者福祉に関する制度及びサービス	小計	3時間
(ア) ガイドヘルパーの制度と業務		1時間
(イ) 障害者（児）福祉の制度とサービス		2時間
イ 身体障害者ホームヘルプサービスに関する知識	小計	3時間
(ア) ホームヘルプサービス概論		2時間
(イ) ホームヘルパーの職業倫理		1時間
ウ サービス利用者の理解	小計	3時間
(ア) 視覚障害者の疾病・障害の理解		2時間
(イ) 障害者（児）の心理		1時間
エ 移動支援の基礎知識	小計	2時間
(2) 演習	計	9時間
移動の支援に係る技術		—
ア 移動支援の基本技術		2時間
イ 屋内の移動支援		2時間
ウ 屋外の移動支援		4時間
エ 応用技能		1時間

※ 演習は、適当な指導者の指導の下に行われる、別に定める施設における介護実習又は移動支援に関する実習に代えることができる。

## 2 全身性障害者移動支援従業者養成研修課程 合計 16時間

(1) 講義	計	12時間
ア 障害者福祉に関する制度及びサービス	小計	3時間
(ア) ガイドヘルパーの制度と業務		1時間
(イ) 障害者（児）福祉の制度とサービス		2時間
イ 身体障害者ホームヘルプサービスに関する知識	小計	3時間
(ア) ホームヘルプサービス概論		2時間
(イ) ホームヘルパーの職業倫理		1時間
ウ サービス利用者の理解	小計	3時間
(ア) 全身性障害者の疾病・障害の理解		2時間
(イ) 障害者（児）の心理		1時間
エ 移動支援の基礎知識	小計	3時間
(2) 演習	計	4時間
車椅子での移動の支援に係る技術		—
ア 基礎的な介護技術		1時間
イ 移動支援の方法		3時間

※ 演習は、適当な指導者の指導の下に行われる、別に定める施設における介護実習又は移動支援に関する実習に代えることができる。

## 3 知的・精神障害者移動支援従業者養成研修課程

合計 19時間

(1) 講義	計	13時間
ア 障害者福祉に関する制度及びサービス	小計	2.5時間
(ア) ガイドヘルパーの制度と業務		1時間
(イ) 障害者(児)福祉の制度とサービス		1.5時間
イ 知的・精神障害者ホームヘルプサービスに関する知識	小計	2時間
(ア) ホームヘルプサービス概論		1時間
(イ) ホームヘルパーの職業倫理		1時間
ウ サービス利用者の理解	小計	6時間
(ア) 知的障害者及び精神障害者の疾病・障害の理解		5時間
(イ) 障害者(児)の心理		1時間
エ 移動支援の基礎知識	小計	2.5時間
(2) 演習	計	6時間
移動の支援に係る技術		6時間

※ 演習は、適当な指導者の指導の下に行われる、別に定める施設における介護実習又は移動支援に関する実習に代えることができる。

## 障害者（児）移動支援従業者養成研修事業免除科目及び時間

6の規定に基づく受講者が、各課程を受講する場合の免除科目及び時間は以下のとおりとする。

## 1 視覚障害者移動支援従業者養成研修課程

区 分	免 除 科 目	時 間
講義	障害者（児）福祉の制度とサービス	2 時間
	ホームヘルプサービス概論	2 時間
	ホームヘルパーの職業倫理	1 時間
	視覚障害者の疾病・障害の理解	2 時間
	障害者（児）の心理	1 時間

## 2 全身性障害者移動支援従業者養成研修課程

区 分	免 除 科 目	時 間
講義	障害者（児）福祉の制度とサービス	2 時間
	ホームヘルプサービス概論	2 時間
	ホームヘルパーの職業倫理	1 時間
	障害者（児）の心理	1 時間

## 3 知的・精神障害者移動支援従業者養成研修課程

区 分	免 除 科 目	時 間
講義	障害者（児）福祉の制度とサービス	1.5 時間
	ホームヘルプサービス概論	1 時間
	ホームヘルパーの職業倫理	1 時間
	障害者（児）の心理	1 時間

東障 0000-00-0000

## 修了証明書

修了者氏名

生年月日 年 月 日生

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修の 課程として  
東京都知事が指定した研修を修了したことを証明する。

修了年月日

実施主体名

代表者（役職、氏名）

東障 0000-00-0000

修了証明書（携帯用）

修了者氏名

生年月日 年 月 日生

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修の 課程  
として東京都知事が指定した研修を修了したことを証明する。

修了年月日

実施主体名

代表者（役職、氏名）